

令和7年度高知県ヘルスケア産業実証実験支援事業費補助金質疑書への回答
(令和7年4月18日正午〆切)

※提案内容に触れる質問は省略しています。

No	質問	回答
1	■コンソーシアムについて 補助対象となるのは、県外民間企業と県内医療機関の2者ではなく、県外民間企業、県内医療機関及び県内民間企業の3者のコンソーシアムでしょうか。	県内外民間企業と県内医療機関との2者のコンソーシアムでも対象となります。
2	■労務費について 民間企業は補助者の労務費は計上できないとの理解です。事業開発部門・管理部門等以外（研究職・エンジニアではないが、外部関係者への説明や大学等との調整業務を行う者）で、直接補助事業に従事する正社員の労務費は計上できるでしょうか？	研究開発者以外でも、当該補助事業に直接従事する正社員の労務費は対象となります。なお、対象となるのは補助事業に直接携わった時間に要する経費のみです。